

## 横浜国立大学大学院教育学研究科『教育デザイン研究』の発行に関する規則

### (趣旨)

第1条 この規則は、横浜国立大学大学院教育学研究科（以下「研究科」という。）が、研究科の研究活動の推進を図り、もって学術の向上及び地域教育に貢献することを目的として発行する横浜国立大学大学院教育学研究科教育デザイン研究（以下「教育デザイン研究」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (教育デザイン研究の発行)

第2条 教育デザイン研究は、原則として年1回、1月末に発行する。

2 教育デザイン研究は、次の各号に掲げる論文、報告並びに研究及び調査（以下「論文等」という。）を掲載する。

- (1) 研究科担当教員、研究科在学生及び研究科修士の教育デザインに係る論文等
- (2) 神奈川県内の学校及び教育機関関係者の論文等
- (3) その他研究科の教育研究上の目的に則した論文等

3 教育デザイン研究に掲載された論文等は、原則として研究科のウェブサイト等でも公開する。

### (論文等の利活用の権利)

第3条 教育デザイン研究に掲載された論文等について、出版、翻訳、抄録、複写、デジタル化及びネットワーク上への提供その他教育デザインの利活用に係る全ての権利は、研究科に帰属する。

### (編集委員会)

第4条 教育デザイン研究の編集及び発行に関する業務を行うため、横浜国立大学大学院教育学研究科教授会規則（平成19年規則第134号）第8条の規定に基づき設置された横浜国立大学大学院教育学研究科運営委員会（以下「運営委員会」という。）に教育デザイン研究編集委員会（以下「編集委員会」という。）を置く。

2 編集委員会は、運営委員会から選出された委員長及び委員をもって組織する。

3 委員長及び委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

4 委員長は、教育デザイン研究の編集及び発行に関する業務を統括する。

### (編集委員会の審議事項)

第5条 編集委員会は、次の各号に定める事項を審議する。

- (1) 編集及び発行計画に関すること
- (2) その他編集委員会が必要と認める事項

### (論文等の寄稿の依頼)

第6条 寄稿による論文等は、予め運営委員会で決定した編集の方針に基づき、運営委員会で決定した者に執筆を依頼する。

2 第2条第2項第1号の論文等のうち、教育デザインに係る報告の寄稿は、各専門領域の運営委員会委員を通じて執筆者に依頼する。

3 第2条第2項第2号及び第3号の論文等の寄稿は、運営委員会委員長が文書で執筆者に依頼する。

4 巻頭言の寄稿の依頼については、前項に準ずる。

### (論文等の投稿)

第7条 論文等の投稿の要領については、研究科が別に定める。

### (投稿論文の審査等)

第8条 投稿された論文等は、運営委員会が選出する審査者2名が査読し、運営委員会が定める審査基準によって評価を行う。

2 教育デザイン研究への論文等の掲載は、運営委員会が決定する。

### (論文等の内容の変更)

第9条 編集委員会及び審査者は、投稿及び寄稿された論文等について、執筆者との協議により、内容の変更を求めることができる。

### (雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、教育デザイン研究の発行に関し必要な事項は、運営委員会が別に定める。

## 横浜国立大学大学院教育学研究科『教育デザイン研究』投稿要領

### (投稿資格)

第1条 論文の投稿は横浜国立大学大学院教育学研究科(以下「研究科」という。)担当教員, 研究科担当教員と同一の研究に携わっている者, 研究科在学生及び研究科修了生に限る。

### (投稿原稿)

第2条 投稿原稿は, 原則として教育デザイン研究に係る研究論文(学術論文としての規模を有するもの)とする。

2 投稿原稿は, 未発表のもので, かつ内容がオリジナルなものであることとする。ただし, 既に口頭発表されているものであっても差し支えない。

3 原稿の枚数は, 原則として1篇につき刷り上がり頁数(図・表・写真を含む)に換算して10頁以内とする。なお, 1頁目は横書き25字×34行×2段組(1,700字)とし, 2頁目以降は25字×42行×2段組(2,100字)とする(フォーマットはHPよりダウンロード可能)。

4 掲載された論文は電子化し, 原則としてこれを一般に公開する。

### (原稿体裁)

第3条 引用文献等を挙げる場合は, 論文内容と最も関係のある学会等が発行する学術雑誌の慣例に従うものとする。

2 図・表・写真については次のようにする。

(1) 大きさは, 完成本に則ってその大きさ(横何字分, 縦何行分)を決め, 原稿に指定する。

(2) 電子データの該当箇所に挿入位置を指定する。

(3) 原稿1点ごとに別紙とする。

(4) 原稿1点ごとに, 右上の角に執筆者名と図1, 表1などの指定をする。

(5) 引用した場合は, 必ず出典を明記する。

(6) 図は, そのまま版下に使えるよう作成する。

(7) 表は, 小数点を縦にそろえるなど特に丁寧に書く。

(8) 写真は最小限にする。原版はカラーでも, 印刷はモノクロとなる。

### (投稿方法)

第4条 投稿希望者は, 所属する(又は関連する)領域の大学院運営委員会委員(共著論文で執筆者の領域が複数にまたがる場合には, 論文の内容に最も適した大学院運営委員会委員。以下「領域の運営委員」という。)に題目届け(様式1:HPよりダウンロード可能)を所定の日付までに提出する。

2 原稿は, 領域の運営委員に期日までに提出する。

3 原稿はWordで作成し, 以下の4点を提出する。(Wordでの作成が不可能な場合は, その都度領域の運営委員に照会する。)なお, 原稿, 要旨及びCD等の電子データは, 原則として返却しない。

① 原稿提出用紙(様式2:HPよりダウンロード可能)

② A4判でプリントアウトした原稿 3部(内1部は記名, 2部は無記名)

③ A4判でプリントアウトした論文要旨800字以内 1部

④ 論文及び要旨の電子データ(WordファイルをCD等に保存したもの):必ず手元にオリジナルを保存すること, また提出するものには氏名, 使用機種名等を明記すること。

4 論文の1枚目には, 1部には題目(和文と欧文)及び執筆者名と所属名, 領域の運営委員会名を記載し, 残り2部には題目のみ記載する。

### (改稿要領)

第5条 改稿の際に投稿者は以下に留意する。

(1) 審査者のコメントに従って改稿する。

(2) 新旧対照表を添付する等, 原稿の改稿部分を明確に示す。

(3) 新旧対照表には以下の4点を記載する。①審査者のコメント, ②それに対する投稿者からの回答, ③前回投稿論文における表記, ④改稿した論文で修正した表記。修正及び検討の要求に対して異論がある場合には, その異論の内容を記述する回答を作成すること。

### (校正)

第6条 校正は, 原則として2校まで著者が行うものとし, 校正中の原稿の改変・追加は認めない。

2 著者は, 受領した校正刷を期日までに領域の運営委員会を経て, 編集委員会に返送するものとする。

### (別刷)

第7条 論文別刷は, 20部までを無償とし, これを超える部数は, 著者の負担とする。

### (問い合わせ)

第8条 投稿に関しては, 以下に問い合わせるものとする。

『教育デザイン研究』編集委員会

〒240-8501 横浜市保土ヶ谷区常盤台79-2

横浜国立大学教育人間科学部学務第二係内

eメール e-design@ynu.ac.jp